

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和四十九年福岡県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「八十六人」を「八十七人」に改める。

別表中

福岡市東区	四人	を
福岡市東区	五人	に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後告示される一般選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までに告示された一般選挙に係る補欠選挙については、なお従前の例による。